

報告第10号

第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過	場所	経過内容
平成20年 12月24日	第2回小林市・野尻町 合併協議会	野尻町農村環境改善セ ンターホール	報告1件、協議3件確認
12月26日	第4回電算分科会	小林市役所情報政策室	システム統合予算検討
平成21年 1月6日	第3回首長会・幹事会 合同会議	小林市役所大会議室	第3回協議会資料
1月7日	第5回電算分科会	小林市役所情報政策室	個別システム見積り精査 統合プロジェクト体制検討

報告第 1 1 号

小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について

小林市・野尻町合併協議会ホームページを開設したので、別紙のとおり報告する。

平成 2 1 年 1 月 8 日提出

平成 2 1 年 1 月 8 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会 長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について

1. 趣旨

小林市・野尻町合併協議会の情報を広く住民に提供する。

2. ホームページの構成



3 . 開設時期

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日 (金)

4 . 主な内容

- ・ 協議会組織体制、委員名簿、規約・規程など
- ・ 協議会開催日程のお知らせ
- ・ 協議会の資料、会議録の掲載
- ・ 毎月発行する協議会だよりの掲載
- ・ 協定項目提案・確認状況一覧表
- ・ 新市基本計画などの掲載
- ・ 西諸管内各市町のホームページへのリンク
- ・ 宮崎県合併情報コーナーへのリンク
- ・ 総務省合併相談コーナーへのリンク

5 . ホームページアドレス

U R L : <http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/>

6 . その他

事務局メールアドレスについて

E-mail : kn-gappei@eco.ocn.ne.jp

報告第12号

廃置分合に係る関連議案について

廃置分合に係る関連議案について、別紙のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

廃置分合に係る関連議案

廃置分合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 P

廃置分合に伴う財産処分に関する協議について・・・・・・・・・・・・ 10 ~ 11 P

廃置分合に伴う小林市の議会の議員の定数に関する協議について
・・ 12 ~ 13 P

廃置分合に伴う経過措置に関する協議について・・・・・・・・・・・・ 14 ~ 15 P

廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議について・・・・・・・・ 16 ~ 21 P

参照条文について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 ~ 28 P

議案第 号

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することを宮崎県知事に申請することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日 提出

小林市長 堀 泰一郎
又は 野尻町長 長瀬 道大

議案第 号

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、別紙のとおり西諸県郡野尻町（又は小林市）と協議のうえ定めることについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日 提出

小林市長 堀 泰一郎
又は 野尻町長 長瀬 道大

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】小林市が記載する場合

西諸県郡野尻町と協議のうえ・・・

【例】野尻町が記載する場合

小林市と協議のうえ・・・

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う
財産処分に関する協議書（案）

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

西諸県郡野尻町の財産は、すべて小林市に帰属させる。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

議案第 号

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う小林市の議会の議員の定数に関する協議について

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う小林市の議会の議員の定数を、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第2号の規定により、別紙のとおり西諸県郡野尻町（又は小林市）と協議のうえ定めることについて、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日 提出

小林市長 堀 泰一郎
又は 野尻町長 長瀬 道大

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】小林市が記載する場合

西諸県郡野尻町と協議のうえ・・・

【例】野尻町が記載する場合

小林市と協議のうえ・・・

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う
小林市の議会の議員の定数に関する協議書（案）

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う小林市の議会の議員の定数を、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第2号の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う合併後の最初の一般選挙における小林市の議会の議員の定数は、22人とする。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

議案第 号

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）による経過措置を、別紙のとおり西諸県郡野尻町（又は小林市）と協議のうえ定めることについて、同法第9条第4項及び第11条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日 提出

小林市長 堀 泰一郎
又は 野尻町長 長瀬 道大

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】小林市が記載する場合

西諸県郡野尻町と協議のうえ・・・

【例】野尻町が記載する場合

小林市と協議のうえ・・・

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う
経過措置に関する協議書(案)

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴う、西諸県郡野尻町における議会の議員の任期及び農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の任期について

野尻町の議会の議員については、合併新法第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、新市の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期について

野尻町の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

議案第 号

小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協
議について

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入す
ることに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）
第23条第1項の規定に基づく地域自治区の設置を、別紙のとおり西諸県郡野尻
町（又は小林市）と協議のうえ定めることについて、同条第3項の規定により、
議会の議決を求める。

平成 年 月 日 提出

小林市長 堀 泰一郎
又は 野尻町長 長瀬 道大

それぞれ自分の市町名は記載しない。

【例】小林市が記載する場合

西諸県郡野尻町と協議のうえ・・・

【例】野尻町が記載する場合

小林市と協議のうえ・・・

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

(地域自治区の設置)

第1条 合併新法第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、野尻町とする。

(地域自治区の設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第23条第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

(地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域)

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市野尻町東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

(地域自治区の事務所の所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 総合支所の事務に関すること。

(2) 第8条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関すること。

(地域自治区の区長)

第6条 地域自治区の事務所に地方自治法第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長(以下「区長」という。)を置く。

2 区長の選任については、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、その他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、別に定めるものとする。

(地域自治区の区長の権限)

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市(以下「市」という。)の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携(協働)を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置)

第 8 条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 地域協議会の委員(以下「委員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住
所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に
反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦す
る者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(地域協議会の権限)

第 10 条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関
により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の
市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に
関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連
携の強化(協働)に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の
区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、
地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

- (2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項
 - (4) 予算編成に関する重要事項
 - (5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (地域協議会の委員の任期等)

第11条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第12条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、その他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。
なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成22年3月23日から施行する。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

参照条文

廃置分合議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～5 略

6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～8 略

財産処分議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～4 略

5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～8 略

議員定数議案

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第8条 略

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第1項において「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3～7 略

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第 9 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2、3 略

4 第 1 項又は前項において準用する前条第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

経過措置議案

市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 1 6 年法律第 5 9 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 1 1 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併

関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 略

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2、3 略

4 第1項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区

域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

地域自治区議案

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）

（地域自治区の設置手続等の特例）

第23条 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第 2 4 条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区

(以下「合併に係る地域自治区」という。) において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2 年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第 1 項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第 1 項及び第 3 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

報告第13号

電算システム統合業務の事務の委託について

電算システム統合業務に係る事務の委託について、別紙のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

電算システム統合業務に係る事務の委託について(報告)

趣 旨

「電算システムについては、合併時からの安定稼動を最優先とし、低リスク、低コストを基本に、住民サービスの低下を来たさないようにする。」との方針が、第1回小林市・野尻町合併協議会において承認され、これを基に合併協議会の専門部会等で統合方法などを検討しております。

電算システムの統合作業では、1市1町の業務及びシステムの差異の調査をはじめ、データ移行等に多大な時間を要することになり、統合システムを安全、確実に稼動させるためには、遅くとも合併の1年前となる本年度から事前調査に着手する必要があります。

しかしながら、本協議会は地方自治法に基づく協議機関であり法人格がないため、電算機器等の財産所有権の問題への対応により、契約の主体となることが法的に不可能であります。

したがって、地方自治法第252条の14の規定によって、構成市町のいずれかを代表市町とした事務の委託を行うこととなります。

参照条文

地方自治法

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2、3 略

報告第14号

新市基本計画の概要版について

新市基本計画の概要版について、別添のとおり報告する。

平成21年 1月 8日提出

平成21年 1月 8日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎